

「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー導入事業 プロポーザル実施要領（令和7年度）

1 本書の目的

▼県が実施する「『初期投資ゼロモデル』による県有施設への再生可能エネルギー導入事業」について、本事業を実施する事業者を募集し、「プロポーザル方式」の審査によって事業予定者を選定するために必要な事項を定めたものである。

2 概要

（1）事業名

▼「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー導入事業

（2）事業のポイント

①対象施設

▼産業技術センター及び上益城総合庁舎を対象として太陽光発電設備の再生可能エネルギー設備等（以下「再エネ設備等」という。）を導入する。
▼プロポーザルでは、施設ごとに事業者を募集する。ただし、1事業者が複数の施設に応募することも可とする。

②再エネ設備等の設置場所

▼太陽光発電設備は、県が指定する場所に設置する。ただし、指定する場所への設置が困難などの合理的な理由がある場合、屋根置き型以外の代替案による提案も可とする。
▼据置型蓄電池は、停電時に電力供給する負荷設備（特定負荷）の位置等を考慮し、適切な場所に設置する。

③事業の詳細

▼本事業では、P P Aによる「初期投資ゼロモデル」（※）を活用した上で、
①の対象施設に再エネ設備等を導入する。
▼詳細は、別紙1「『初期投資ゼロモデル』による県有施設への再生可能エネルギー導入事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

※本事業の「初期投資ゼロモデル」のイメージ



* 1 施設によっては電気自動車を導入しないことがあり、その場合は事業者が据置型蓄電池を導入する（2（2）④参照）。

* 2 再エネ設備等の所有者が協力事業者となる場合、再エネ設備等の撤去など仕様書で定める事項に速やかに対応できる体制が構築されていることを前提とする。

④蓄電池の取扱い

▼産業技術センターは、据置型蓄電池（約45kWh）、上益城総合庁舎は、据置型蓄電池（約15kWh）を本事業において設置する。

（3）その他

▼プロポーザルで事業予定者を決定した後、県と事業予定者との協議が整った場合に、県と事業予定者で基本合意書を締結する。また、基本合意書締結後、事業予定者は、再エネ設備等の設計・工事に着手する。

※実際の工事内容・時期については、事業予定者選定後、県と事業予定者で調整するため、留意すること。

※産業技術センターについては、既存建築物の構造計算書が残っていないため、新築時の設計事務所に問い合わせ等の対応が必要であり、設計事務所に構造計算書が残っていなかった場合、今回新たに構造計算の実施が必要であることに留意すること。

▼本事業では、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下「環境省交付金」という。）を活用し、県から事業予定者への補助金（以下「県補助金」という。）を交付する予定であるため、具体的な設計・工事の時期については、県と事業予定者で協議した上で決定する。

※当県は令和5年度に環境省交付金の採択を受け、当年度より事業開始しているので、適用を受ける交付要綱等に留意の上、要件を満たす設備を導入すること。

▼再エネ設備等の工事が完了した後、電気使用に係る契約を締結し、再エネ設備等の運転を開始する。

▼県の予算措置（国の繰越を含む）の状況や県と事業予定者との協議が不調に終わった場合などには、事業を中止又は延期があるので、留意すること。

3 本事業への参加資格等

（1）事業者の構成

▼本事業に応募できる事業者は、単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（以下「共同事業者」という。）とする。なお、共同事業者として応募する場合には、代表となる事業者（以下「代表事業者」という。）を決定しておくこと。

▼共同事業者を構成する法人は、単独で本事業へ応募することができない。また、他の共同事業者の構成員となることもできない。

▼応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

（2）事業者の参加資格

▼①～④の要件を全て満たすこと。

▼共同事業者による応募の場合、①～③は共同事業者総体で満たすこととし、

- ④は全ての構成員が満たさなければならない。
- ▼②及び③の要件については、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者が満たす場合も可とする。

【要件】

- ①企画提案書に基づく再エネ設備等導入事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況であること。
- ②本事業と類似の事業履行実績を有すること。
- ③本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- イ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
- ④以下のいずれの項目にも該当しないこと。
- ア 契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 県との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者又はその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条に基づく破産手続開始の申立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、当該申立てに係る更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている場合には、この限りでない。
- オ 消費税及び地方消費税又は都道府県税に未納がある者
- カ 国又は都道府県から指名停止の処分を受けている者
- キ 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者

4 提出書類

（1）参加申込書（様式1）

（2）事業者概要（様式2）

- ▼共同事業者による応募の場合、構成する法人全てについて作成すること。
- ▼会社概要等のパンフレットを添付すること。

（3）事業者の取組に関する申出書（様式3）

- ▼申出書において該当する取組がある場合、様式3に記載する書類を添付すること。

（4）参加資格に係る書類（添付書類）

- ▼3（2）を証明する以下の書類を添付すること。
- ▼④～⑥について、本県の「物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿」

に登載されている場合には、提出不要とする。

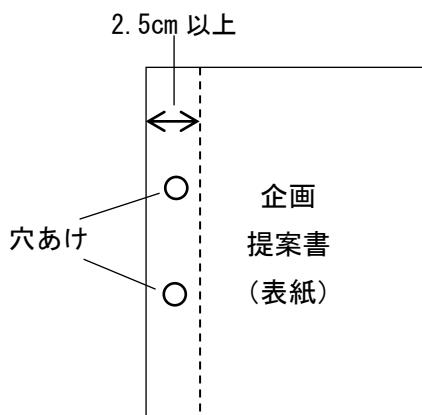
- ①貸借対照表及び損益計算書（直近の1年分）
- ②類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみ）
- ③一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し
- ④登記事項証明書
- ⑤消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- ⑥熊本県の県税について未納がないことの証明書（熊本県内に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税に未納がないことの証明書）

（5）企画提案書（様式4）

- ①事業の実施内容（様式4-1）、電気料金増減額の算定シート（様式4-1別表）
- ②事業実施体制（様式4-2）
- ③過去の類似業務実績（様式4-3）
- ④事業実施スケジュール（任意様式）

【留意事項】

- ▼様式4については、様式4-1別表を除き、任意様式での提出も可とする。
その場合、A4又はA3用紙で作成し、記載項目は様式に準拠すること。
- ▼用紙はA4サイズを基本とするが、A3サイズを使用する場合には、A4サイズに折って綴じること。
- ▼企画提案書には表紙をつけ、表題として「『初期投資ゼロモデル』による県有施設への再生可能エネルギー導入事業」と記載し、代表事業者名を記載すること。
- ▼企画提案書の枚数に上限はないが、内容は簡潔に分かりやすくまとめること。
- ▼表紙を一番上の状態にして、①～④をセットした上で、綴じ代に2.5cm以上余白を空け、クリップ留めをすること（ホチキス留めは不可。）。また、書類の左端（綴じ代）に穴あけパンチで2つ穴を開けること。



5 企画提案書（4（5））の内容について

- ▼仕様書を参照の上、以下の内容で作成すること。
- ▼提案内容については、（1）②③で示す設備の設備容量等のほか、（1）⑥で示す「コストトイーブン」を前提とした提案内容を必ず盛り込むこと。なお、当該内容によらない提案（事業者の独自提案）については、（1）⑦（その他（独自提案等））に記載すること。

（1）事業の実施内容（様式4－1、様式4－1別表）

- ▼①～⑦の内容を含めること。
- ▼全量自家消費する（2（2）①の対象施設以外の施設へ売電しない）提案を記載すること。
- ▼別紙3（電力需要の想定）及び次の参考資料を参考にすること。なお、参考資料は、参加事業者のみに提供するため、必要な場合は、本書末尾の担当部署へ電子メールにて、申出すること。

【参考資料】

- a. 太陽光発電設備の設置場所
- b. 平面図や電気設備関係の設計図書
※県から提供する設計図書の他に必要な関連資料がある場合、事業者が来庁し、必要箇所を閲覧すること。また、来庁の際は、事前に県の担当者に連絡すること。
- c. 1年間の電力使用量（系統電力）の30分値の資料

①実施方針

- ▼提案の基本方針・概要等を記載すること。
- ▼設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

②設備容量

- ▼導入する設備の想定設備容量（太陽光発電設備の定格出力（kW）、据置型蓄電池の定格容量（kWh）及び放電時出力（kW））を記載すること。
※据置型蓄電池は、産業技術センター：45kWh、上益城総合庁舎：15kWhを目安とする。

※太陽光発電設備の規模（パワーコンディショナ出力）の目安は、以下のとおり。

- ・産業技術センター：166kW
- ・上益城総合庁舎：45kW

③自家消費電力量、設備稼働率及び温室効果ガス排出削減量

- ▼自家消費電力量は、算定根拠（太陽光パネルの方角、傾斜角、発電効率、算定方法等）を記載すること。
- ▼設備稼働率及び温室効果ガス排出削減量は、次の計算式で算定し、記載すること。

※設備稼働率及び温室効果ガス排出削減量の計算式

・設備稼働率 [%] = 年間自家消費発電電力量 [kWh] ÷ (太陽光発電設備の定格出力 [kW] × 8,760 h) × 100%

・温室効果ガス排出削減量 [t-CO₂/年] = 年間自家消費電力量 [千 kWh] × * a [t-CO₂/千 kWh]

* a は小売電気事業者の排出係数とし、各施設の排出係数については、以下を用いて算出すること。

産業技術センター : 0.472 [t-CO₂/千 kWh] 九州電力株式会社

2024 年度実績 CO₂ 排出係数(基礎排出係数: メニューB の係数)

上益城総合庁舎 : 0.541 [t-CO₂/千 kWh] 株式会社 U-POWER

2024 年度実績 CO₂ 排出係数(基礎排出係数: メニューC の係数)

④設備設置仕様

▼太陽光発電設備、据置型蓄電池の設置場所及び設置方法を記載すること。

※配線について、設置方法（架空又は地下埋設）を記載すること。

※据置型蓄電池の詳細は、仕様書2(3)のとおり。

※既設建築物への設置方法及び既設建築物の防水や耐震性に関する配慮について図面等を用い記載すること。

▼想定する設置場所、設置方法における JIS C8955(2017) に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。

⑤停電時に利用可能なシステム

▼以下の点を含め、停電時の利用方法を提案すること。なお、停電時の再エネ設備から電力供給される負荷設備（特定負荷）については、別途提供する参考資料に記載しているため、参考にすること。

ア 停電時のシステム構成図

イ 停電時の利用方法

ウ 太陽光発電設備の自立運転で得られる最大出力 (kW)

エ 据置型蓄電池の放電で得られる最大出力 (kW)

オ 平常時から停電時へのシステム切替方法（「自動で切替」等）

⑥自家消費料金単価及び再エネ設備導入前後の電気料金比較

▼自家消費料金単価について

様式4-1に本事業で「初期投資ゼロモデル」により導入する再エネ設備の使用料（以下「自家消費料金単価」という。）及びその算定根拠を記載すること。

※自家消費料金単価は、事業期間中固定、消費税及び地方消費税を含む金額とする。また、再エネ設備等設置に伴う県有財産の使用料を含まない金額で算定すること。なお、再エネ設備設置に伴う県有財産の使用許可の要否や使用料徴収の有無については、事業予定者決定後、導

入する再エネ設備等の詳細を確認した上で決定する。

※自家消費料金単価は、「県補助金有り」と「県補助金無し」の2つの場合を記載すること。

- ・「県補助金有り」の補助上限額（目安）は、以下のとおり。

産業技術センター：3,149万円

上益城総合庁舎：1,000万円

- ・「県補助金有り」の場合、県補助金分を自家消費料金単価から減額して電気料金に反映させること。

- ・環境省交付金の要件等を十分に確認した上で提案すること。

※再エネ設備の嵩上げ工事、カーポート工事など、事業者が再エネ設備等設置に際して施工する工事費用（撤去費を含む。）は、全て自家消費料金単価に含めること。

▼再エネ設備等導入前後の電気料金の比較について

※様式4-1に記載した自家消費料金単価等について、様式4-1別表に記入し、再エネ設備等導入前後の電気料金を比較すること。

※様式4-1別表は、「県補助金有り」と「県補助金無し」の2つの場合で作成し、電気料金の算定結果を記載すること。

※自家消費料金単価算定にあたっては、県の追加コスト（「再エネ設備等導入後の電気料金」から「再エネ設備等導入前の電気料金」を減じた額。1年あたり。）が発生しない「コストイーブン」の提案を原則とするが、発生する場合には以下の金額を上限とする。

- ・産業技術センター：年間152万円程度

- ・上益城総合庁舎：年間158万円程度

⑦その他（独自提案等）

▼本県の特性を踏まえた独自の提案があれば記載すること。

▼①～⑥の内容に関して、実施要領に記載した提案内容に加えて事業者が独自に算定した数値等の提案をする場合には、本項目に記載すること。

（2）事業実施体制（様式4-2）

▼以下の内容を含めること。

①事業者の概要

②事業実施体制図

※協力事業者などの事業者名及び事業者の本社所在地（支社が担当する場合は支社の所在地）についても全て記載すること。

③工事計画概要、実施体制、スケジュール、進捗管理の方法

④運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

※取引用計器の設置状況も記載すること。

※「年〇回：〇〇〇点検」というように、具体的な維持管理・メンテナンス等の計画を記載すること。

⑤代表事業者の経営状況（5年間）

- ・直近5年分の流動比率、自己資本比率、経常利益率、営業利益率等を記載すること。また、直近5年分の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
※各指標がマイナス等の場合、その理由及び今後の改善見込み等について記載をすること。
- ⑥設計・工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
 - ・費用の総額及び内訳を記載すること。また、県補助金の金額（交付申請予定金額）を記載すること。
- ⑦故障・緊急時の対応体制図
- ⑧事業実施中のリスク対策
 - ・損害保険の補償額、適用範囲その他の対策等を記載すること。

（3）過去の類似業務実績（様式4-3）

- ▼参加申込書提出時（6（1））には、実績を証明する書類（契約書の写し（契約が証明できる部分のみで可））を添付すること。
- ▼企画提案書提出時（6（2））には、実績を証明する書類（契約書の写し（契約が証明できる部分のみで可））の添付は省略して差し支えない。ただし、様式4-3（又は任意様式）は必ず提出すること。

6 提出方法等

（1）参加申込書の提出

- ▼本事業のプロポーザルへの参加を希望する事業者は、4（1）～（4）の書類を令和8年（2026年）2月16日（月）午後5時までに提出（電子メール、郵送又は持参）すること。
※参加申込書への押印は不要。複数の施設に応募する場合、施設ごとに書類を作成し、提出すること。
- ▼提出部数（紙媒体の場合）：2部（正本1部、副本1部）
- ▼提出後、参加資格等を確認した上で、「参加事業者」として参加決定に係る通知書を送付する。
- ▼参加事業者に対し、現地説明会を実施する。令和8年（2026年）2月中旬を予定しており、日時や集合場所、実施方法等の詳細については、後日県から参加事業者へ連絡する。
- ▼参加申込書提出後に参加を取りやめる場合、任意様式により「辞退届」を本書末尾の担当部署へ電子メール又は郵送にて提出すること。

（2）企画提案書の提出

- ▼（1）により参加事業者は、4（5）の書類を令和8年（2026年）3月19日（木）午後5時までに提出（郵送又は持参）すること。
※複数の施設に応募する場合、施設ごとに書類を作成し、提出すること。
- ▼提出部数：16部（正本1部、副本15部）

7 質問について

- ▼本事業について質問がある場合には、質問書（様式5）を令和8年（2026年）3月13日（金）午後5時までに電子メールで提出すること。
【提出先のメールアドレス】kankyourikken@pref.kumamoto.lg.jp
- ▼質問内容及び回答については、県ホームページに随時掲載する。

8 企画提案の審査について

（1）審査方法について

- ▼企画提案は、提案内容を県担当者が事前に確認した上で、審査会において施設ごとに審査する。なお、審査会は、複数施設合同で開催する場合がある。



- ▼審査に当たっては、審査会の委員が表1「審査基準」に基づき、委員1人あたり100点満点で採点し、各委員の採点の合計が最も高かった参加事業者を事業予定者として選定する。なお、各委員の合計点数が、各委員の満点の合計点数の2分の1を満たしていない参加事業者は、事業予定者として選定しない。

- ▼事前確認及び審査会は、参加事業者が1者の場合でも実施する。

（2）事前確認

- ▼企画提案書を提出した参加事業者を対象に、提案内容に関して県担当者による事前確認を実施する。
※事前確認において、県から参加事業者へ資料の追加提出を求める場合がある。
- ▼事前確認は、令和8年（2026年）3月下旬を予定しており、詳細については、後日県から参加事業者へ連絡する。

（3）審査会

- ▼企画提案書をもとに、審査委員へ提案内容を説明すること。
- ▼事前確認で県担当者から指示があった場合を除き、審査会当日の企画提案書の追加は不可とする。ただし、提出した企画提案書に誤りがある場合には、審査会当日に口頭で説明すること。
- ▼審査会は、令和8年（2026年）3月下旬を予定しており、日時や場所、実施方法等の詳細については、後日県から参加事業者へ連絡する。

（4）選定結果について

- ▼審査会後、審査結果を文書により通知する。
- ▼選定した事業予定者については、県ホームページで事業者名（共同で応募している事業者については、代表事業者名）を公表する。

9 事業予定者選定後について

- ▼審査会により事業予定者を選定した後、事業予定者は、導入施設の現地調査等を実施した上で、導入する再エネ設備等の詳細や仕様書の内容等について県と協議する。
※実際の工事内容・時期については、事業予定者選定後に調整するため、留意すること。
- ▼協議が整った後、県と事業予定者で基本合意書を締結し、事業予定者は、設備の設計及び工事に着手すること。
※基本合意書の締結時期については、環境省交付金及び県補助金の規定に沿った時期とする。
- ▼設計及び工事が完了した後、県と事業予定者で再エネ設備等使用に係る電気使用の契約を締結した上で、県は再エネ設備等の電気を使用する。
- ▼協議が不調に終わった場合や、11（4）に該当することが判明した場合には、審査会において次点とされた事業者と交渉する場合がある。

【表1】審査基準

評価項目	評価の視点		配点
1 応募に関する事項	①応募する施設数	・複数施設への応募があるか。 (1施設：5点)、(2施設：10点)	10
		小計(1)	10
2 再エネ設備に関する事項	①再エネ設備の規模等	・再エネ設備の容量(太陽光発電設備の出力等)は自家消費を基本とした適当な規模となっているか。 ・太陽光発電設備の設備稼働率は高いか。 ・自家消費電力量や温室効果ガス削減量は適正に算定されており、かつ大きいか。	10
	②設備設置仕様等	・平時における利便性及び停電時における災害対応に資する提案がされているか。 ・自然現象(強風・地震・浸水等)を十分に考慮した設置方法の提案がされているか。 ・既存施設の耐震性・防水性能等に配慮されているか。	15
	③料金水準及び導入後の電気料金	・自家消費料金単価が低廉か。 ・再エネ設備導入後の電気料金は、現行の電気料金と同程度にコストを抑えることができているか(追加コストの上限を超えていないか)。	10
	④熊本県の特性の理解	・提案内容や独自提案は、熊本県の特性を踏まえた具体的で実現可能な提案となっているか。	5
		小計(2)	40
3 実施体制に関する事項	①工事能力・進捗管理	人員確保、資材調達、設計施工、進捗管理が適切に実施できる体制が構築できているか。	8
	②維持管理・事業運営	点検・修理の提案に具体性・妥当性があるか。検針・料金請求等を含めた運営体制が構築できているか。	8
	③トラブルへの対応	故障・緊急時の対応体制が構築できているか。損害賠償等への対応ができる提案がされているか。	8
	④事業者の財務状況	経営が安定しており、事業期間満了までの事業運営能力があるか。	6
	⑤類似事業の実績	類似事業の実績が十分にあるか。PPAによる契約締結の実績があるか。	6
	⑥県内企業の活用	工事・維持管理等で、県内企業の活用が期待できるか。	8
		小計(3)	44
4 事業者取組に関する事項 ※業務委託共通事項	①「熊本県ブライ特企業」の認定	熊本県ブライ特企業の認定を受けているか。	1
	②障害者就労施設等の製品等の調達実績	障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。	1
	③省エネルギー、エネルギー・シフト等の推進(事業活動温暖化計画書制度、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言REActionのいずれかの認証等)	事業活動温暖化計画書制度の対象事業者義務及び任意、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等を受けているか。	1
	④森林吸収量認証書の交付実績(熊本県森林吸収量認証制度実施要綱による)	森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)があるか。	1
	⑤「熊本県SDGs登録制度」の登録	熊本県SDGs登録制度に登録しているか。	1
	⑥「パートナーシップ構築宣言」の登録	パートナーシップ構築宣言に登録しているか。	1
		小計(4)	6
	合計=(1)+(2)+(3)+(4)		100

10 本事業のスケジュール（予定）

▼本事業のスケジュールは表2のとおり。スケジュールは現時点での予定であり、県と事業予定者で協議の上、隨時見直す場合がある。

【表2】本事業のスケジュール

内容	時期
・質問受付	令和8年1月30日（金）～3月13日（金） 午後5時
・事業者募集	令和8年1月30日（金）～2月16日（月） 午後5時
・現地説明会	令和8年2月中旬を予定 ※詳細は別途県から参加事業者へ連絡
・企画提案書提出期限	令和8年3月19日（木）午後5時
・企画提案書の事前確認	令和8年3月下旬を予定 ※詳細は別途県から参加事業者へ連絡
・審査会	令和8年3月下旬を予定 ※詳細は別途県から参加事業者へ連絡
・事業予定者決定	審査会終了後、県から参加事業者へ通知（県HPでも公表）
・県と事業予定者との協議（仕様書の詳細検討、現地調査等）	事業予定者決定後
・事業予定者と基本合意書締結 ・再エネ設備の設計・工事	県と事業予定者との協議が完了した後 ※環境省交付金及び県補助金の規定に沿った時期とする。
・事業予定者との契約締結	工事完了後、電力使用に係る契約を締結

11 その他の留意事項

（1）著作権等に関する事項

- ▼企画案の著作権は、各提案者に帰属する。
- ▼県が本事業の実施に必要と認めるときは、提案内容を県が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に連絡するものとする。
- ▼提案者は、県に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権その他特許権及び商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- ▼企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、県に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 費用負担

▼本企画提案に係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。

(3) 提案内容について

▼採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、県と事業予定者の協議により、内容を調整する場合がある。

(4) 失格要件

▼参加申込書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書を受け付けず、若しくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- ①参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- ②参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ③不正な利益を図る目的で審査会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- ④その他、審査会が不適切と判断したとき。

(5) 複数の施設に応募する場合について

▼複数の施設に応募する場合は、「4 提出書類」は応募する施設ごとに作成し、提出すること。

【担当部署、書類の提出先】

熊本県環境生活部環境局環境立県推進課
ゼロカーボン企画班（担当：柳川、中島、寺島）

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1

電話番号：096-333-2264

メールアドレス：kankyourikken@pref.kumamoto.lg.jp